

剪定等業務委託の入札において 最低制限価格制度を試行します（お知らせ）

低価格入札防止のため、本市発注の剪定等業務委託の入札において、下記のとおり最低制限価格制度を試行実施することとしました。

記

1. 対象となる入札

各区役所・総合支所で発注する剪定等業務委託の一部

※指名競争入札で行います。

※対象案件は指名通知にてお知らせします。

2. 最低制限価格の算出方法

対象の入札の最低制限価格は、

- ① 直接工事費 × 97%
- ② 共通仮設費 × 90%
- ③ 現場管理費 × 90%
- ④ 一般管理費等 × 68%

①～④の合計額とし、合計額を下回った入札は失格となります。

（予定価格（税抜）の 75%～92%の範囲内）

3. 実施時期

令和 6 年 10 月 1 日以降に指名通知を行う入札から実施します。

お問合せ先

・最低制限価格制度の試行について

建設局公園管理課施設管理係

電話 022-214-8395

・その他入札制度について

財政局契約課管理係

電話 022-214-8147